

学校番号 (13)
学校, 園 名 福岡市立当仁中学校
校長, 園長 名 梅田 英一郎 印
(生徒指導担当者 村上 泰弘)

平成 29 年度 当仁中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人ひとりの自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各関係機関や専門家と協力して、解決にあたる。
- (5) 学校と家庭と地域が協力して、指導にあたる。

<当仁中いじめゼロ宣言>

- ・相手を思いやります
～いろいろな個性を受け入れることができる豊かで温かい心もちます。～
- ・平等に接します
～誰に対しても平等に接し、困っている人に声をかける～
- ・仲が良い学校にします
～みんながお互いを大事にし、協力できる学校をつくる～
- ・笑顔があふれる学校にします
～それぞれが優しい心もち、学校を楽しめる場所にする～

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめを生まない教育活動の推進

- 学校におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層促進する。
- 共同的な活動を通して、児童生徒自らが「絆づくり」をするために、教職員が「場づくり」を行う。
- 児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」

を行う。

○「いじめに特化したアンケート」または「教育相談アンケート」等を月に1回以上実施し、学期に1回（年間3回程度）「いじめに特化した『無記名』アンケート」を実施する。

○Q-U等を実施する学年・学級については、結果を分析し、実態に応じた支援を行う。特に、Q-Uにおける要支援群の児童生徒には、直ちに組織的かつ適切な支援を行う。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

○保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図るとともに、学校サポーター会議、学校警察連絡協議会等を活用する。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

(1) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害生徒の権利等を擁護する。

(2) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用の一層の徹底を図る。

(3) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備する。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめを含む）

(1) 直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、組織的に対応する。

(2) 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。

(3) 教育相談課等と連携し、被害生徒をはじめ、被害生徒の保護者や加害生徒・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。

(4) 小・中学校における出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。

(5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。

(6) 被害生徒の権利・利益を擁護するための配慮として、区域外通学（指定学校変更）や別室指導等柔軟な対応に努める。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

（1） 《教育委員会や関係機関等との連携》

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余議なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などを相談する。これは、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

また、いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきであると認めるときは、所轄警察署（当仁中学校は中央警察署）と連携して対処する。また生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、連携して対応していく。

（2） 《保護者への連絡と支援・助言》

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する指導・助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

（3） 《懲戒権の適切な行使》

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた生徒の保護を第一に、いじめを行った生徒に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように指導する。

6 いじめ防止のための職員研修

- （1）教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- （2）「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- （3）いじめを未然に防止するために、Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- （4）Q-Uアンケート実施後、事例検討会において、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。
- （5）ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校基本方針作成の際に、保護者等地域の参加や生徒の意見を取り入れ、生徒や地域を巻き込んだものとする。
- (2) 学校基本方針は、学校のホームページや学校通信等で広く周知を図る。
- (3) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

○名称

当仁中学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録や共有
- ・学校における、いじめであるかどうかの判断
- ・関係のある生徒への事実関係の聴取、組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

(2) 組織の構成（別添資料1参照）

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

○名称

当仁中学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・重大事態の発生について教育委員会の報告
- ・重大事態に係る事実関係の調査
- ・調査結果を教育委員会に報告
- ・調査結果について関係児童生徒及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成員

校長・教頭・生徒指導主事・生活指導推進教員・生徒指導係・養護教諭・SC・不登校対応教員・保護者代表2名（PTA運営委員会より）・人権教育代表1名・スクールサポーター

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等		チェック
4	学校生活アンケート	D	いじめ防止対策基本方針作成 校内いじめ防止対策委員会 家庭訪問	P D D	
5	いじめ無記名アンケート 生徒会による取り組み (いじめ防止取り組み月間)	D PD	家庭訪問 校内いじめ防止対策委員会 体育的行事における状況把握	D D D	
6	生徒会による取り組み Q-Uテスト 教育相談アンケート	PD D D	校内いじめ防止対策委員会 学校警察連絡協議会	D D	
7	教育相談 生活習慣定着度調査	D D	当仁中いじめ防止対策委員会 教育相談 学校サポーター会議	CA D D	
8	いじめゼロサミット参加	D	校内いじめ防止対策委員会 夏期研修（Q-U事例検討会） 夏期研修会 ・1学期の反省 ・2学期の取り組み	D CA C AP	
9	学校生活アンケート	D	地域懇談会 当仁中いじめ防止対策委員会	DC CA	
10	いじめ無記名アンケート 生徒会役員研修 教育相談アンケート 教育相談	D CA D D	校内いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議 文化的行事における状況把握 教育相談	D C D D	
11	生徒会による取り組み	D	当仁中いじめ防止対策委員会	D	
12	学校生活アンケート 三者面談	D D	校内いじめ防止対策委員会 ・2学期の反省 ・3学期の取り組み 学校警察連絡協議会	D C A D	
1	生徒会による取り組み 教育相談アンケート 教育相談	D D D	校内いじめ防止対策委員会 学校警察連絡協議会 教育相談	D D D	
2	いじめ無記名アンケート	D	当仁中いじめ防止対策委員会 学校警察連絡協議会 学校サポーター会議	D D C	
3	学校生活アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会 ・年間の取り組み反省	CA	

- ※ いじめゼロ取組月間は，1学期に設定すること。
- ※ いじめ防止等の対策のための組織の構成員のうち，学校の教職員のみで行う「校内いじめ防止対策委員会」は月に1回開催すること。
- ※ 学校外の関係者を含めた「〇〇小（中）いじめ防止対策委員会」は，学期に1回開催すること。＜チェック欄は，A・B・Cを記入（Aが上位）＞